平成２１年（フ）第１２３５号
仙台市青葉区中山吉成２丁目13番27号
債務者　相澤　恵美
1　決定年月日時　平成21年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１２７２号
仙台市若林区六丁の目元町17番１―607号
債務者　工藤　純子
1　決定年月日時　平成21年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１２７５号
仙台市泉区向陽台５丁目19番７号　遠藤荘１
債務者　坂田　慎一
1　決定年月日時　平成21年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１２８６号
宮城県黒川郡富谷町あけの平３丁目34番地12
債務者　佐藤みち子
1　決定年月日時　平成21年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１２９６号
仙台市泉区松陵３丁目41番地の４
債務者　鈴木　雅彦
1　決定年月日時　平成21年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１２９７号
仙台市泉区松陵３丁目41番地の４
債務者　鈴木奈美枝
1　決定年月日時　平成21年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１２９８号
仙台市太白区西多賀２丁目９番25号
債務者　岩橋　俊昌
1　決定年月日時　平成21年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１２９９号
仙台市宮城野区鶴ケ谷４丁目５番地の８
債務者　阿彦　英喜
1　決定年月日時　平成21年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１３００号
仙台市宮城野区鶴ケ谷４丁目５番地の８
債務者　阿彦　孝子
1　決定年月日時　平成21年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第４０５号
茨城県那珂市後台3132番地13
債務者　浅野　和裕
1　決定年月日時　平成21年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第４８５号
岐阜市日野北５丁目13番17号
債務者　棚橋美智子（旧姓村瀬）
1　決定年月日時　平成21年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第１４９号
滋賀県東近江市沖野４丁目６番２―403号
債務者　藤谷こと　小梶ユキエ
1　決定年月日時　平成21年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２１年（フ）第１６３号
滋賀県東近江市新宮町449番地
債務者　前田　健二
1　決定年月日時　平成21年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２１年（フ）第１８１号
滋賀県甲賀市水口町山3954番地31、申立時の住所滋賀県蒲生郡日野町大字中山1354番地１
債務者　白倉　照美（旧姓石神）
1　決定年月日時　平成21年９月14日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２１年（フ）第１８７号
滋賀県東近江市聖徳町３番36号
債務者　泉　　康宏
1　決定年月日時　平成21年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２１年（フ）第１８８号
滋賀県東近江市聖徳町３番36号
債務者　泉　　礼子
1　決定年月日時　平成21年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２１年（フ）第１８９号
滋賀県彦根市西沼波町171番地、住民票上の住所滋賀県彦根市西沼波町172番地５
債務者　北村　　剛
1　決定年月日時　平成21年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２１年（フ）第１９４号
滋賀県彦根市須越町652番地３
債務者　石橋　誠二
1　決定年月日時　平成21年９月14日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
大津地方裁判所彦根支部